

オイルミスト検出装置の使用承認に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案

改正事項

オイルミスト検出装置の使用承認に関する事項

改正理由

IACS は統一規則 M67 として、ディーゼル機関のクランク室に設置するオイルミスト検出装置の承認要件について規定しており、本会も同規定を既に関連規則に取り入れている。

当該検出装置の承認試験では、人為的にオイルミストを発生させて装置の性能を確認する必要がある。この場合、同オイルミストは毒性及び可燃性を有する物質であることから、試験立会者を危険に曝す場合がある。

このため IACS は、当該検出装置の承認試験時に使用するオイルミストに起因する危険性を考慮し、試験における事故の予防措置を講じるよう関連の要件を規定することとした。併せて、承認試験の項目についても、より詳細な性能を確認できるよう見直しを行った。これらの要件を取り纏め、2015 年 2 月に統一規則 M67(Rev.2) として採択した。

このため、IACS 統一規則 M67(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 使用承認試験を行う場合には、発生するオイルミストの危険性を考慮し、適切な予防措置を講じる旨規定した。
- (2) 使用承認試験時に使用する試験用油は、試験立会者の健康及び安全性への影響を考慮するとともに、適切に管理された *SAE40 monograde mineral oil* 又は同等のものとする旨規定した。
- (3) オイルミスト検出装置の性能試験として、同装置の計測範囲、分解能及び感度の確認等を追加した。
- (4) 試験成績書に、オイルミスト検出装置の製造者により申告された機器の仕様を記載するよう改めた。